

別紙 2

不開示情報該当性に係る当事者の個別の主張

- 5 本件不開示部分 1 ないし 1 8 が、情報公開法 5 条 3 号, 5 号又は 6 号所定の不開示情報に該当するか否かに係る当事者のその余の個別の主張は、次頁以下のとおりである。

1 本件不開示部分1（3号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（資料の標目等）

5 本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数，作成時期及び資料の内容を示す標目が記載されている。

なお，文書の内容を示す標目には，情報収集先，収集した情報内容を示す標目もあり，その中には関係国又は関係機関の高官の氏名を記したものが複数含まれている。

イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

10 本件不開示部分1に記載された資料の内容を示す多数の標目全体を分析することで，情報収集先の多様性の程度，重点的な情報収集先等を読み取ることができ，我が国政府の情報源及び情報収集能力が明らかとなる。また，本件不開示部分1を公開すると，我が国がいかなる節目においていかなる情報収集先からいかなる内容の情報を得ていたか又は得ようと試みていたか，我が国が当該情報をどの程度重視していたかを把握することができ，対イラク武力行使の問題に係

15 さらに，本件不開示部分1には，関係各国等の高官に係る記載も含まれている。

ウ 6号該当性

20 本件不開示部分1に記載された資料は，外務省の担当者らが外交政策を検討する中で非公開を前提として作成したものであるから，その内容が後日公開されることが予想される事態となれば，今後，同種資料を作成することがちゅうちょされることになる。

(2) 第1審原告の主張

ア 3号該当性

25 本件不開示部分1に記載されているのは，外務省が収集した資料の全ての資料の数，作成時期及び標目ではなく，本件検証をするに当たって外務省が任意に選択して参考にした資料の数，作成時期及び標目にすぎない。本件不開示部分1を公開しても，政府の情報収集能力や検討・意思決定の過程の概略は明らかにならない。

本件不開示部分1に関係各国等の高官に係る記載が含まれていても，外交を任務とする者が，その職にある期間に諸外国と連絡を取り合うのは当たり前のことであるから，これを開示しても信頼関係が損なわれることにはならない。

30 イ 6号該当性

資料の標目が開示されたとしても，外務省の担当者らが同種資料の作成をちゅうちょするという事態は考えがたい。

2 本件不開示部分2（5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（インタビュー対象者）

5 本件報告書を作成するに当たり外務省が実施したインタビューの対象者の氏名及び肩書が記録されている。

イ 5号，6号該当性

10 非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば，本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して，工作活動や脅迫などの不当な働きかけが行われるおそれがある。また，非公開を前提として実施されたインタビューの対象者に関する情報が公開されることが予想される事態となれば，今後，関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや，関係者等との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見を交換することができないことになる。

(2) 第1審原告の主張

15 対イラク武力行使当時の意思決定に関与した者の肩書は開示されており，それらの者の氏名を特定することも容易である。また，インタビュー対象者が非公表の情報を持っているか否かは不明であり，さらに，インタビュー対象者になったことから，対イラク武力行使の意思決定への関与を理由に脅迫されたり，工作活動がされたりすることも考えられない。さらに，インタビューされたこと自体を秘密にしなければ率直な意見が述べられないという事態も考えにくい。

3 本件不開示部分3（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（対イラク武力行使に至る経緯・背景：国際社会の情勢）

イラク情勢に関する国際社会の動きに係る記述である。

5 対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった関係国・地域の政治情勢，安全保障関連情勢に関する我が国の分析・評価等が記載されている。

ふえんすると，対イラク武力行使に関するイラクを除く各国の政治情勢や安保理関連の情勢のうち，我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素が記載されている。我が国が当時，どのような国際情勢認識の中で，どのような比較衡量，判断を行い，イラクを巡る政策を検討したかが如実に表れている。本件報告書（1～4頁）の開示部分（(1)イラク戦争の経緯）のような国際社会の主な出来事の時系列に沿った説明とは，異なる記載がされている。

10 イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

15 本件不開示部分3の記載自体に，我が国が，その当時，どのような国際情勢認識の中で，どのような比較衡量又は判断を行い，イラクをめぐる政策を検討していたかが如実に表れている。また，本件不開示部分3に記録された情報には，関係国の対外政策に関する我が国の政府の率直な分析又は評価についての言及も含まれている。

ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

20 (2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

本件不開示部分3の各項目の分量は，それぞれ数行から十数行程度のものであり，イラク情勢をめぐり我が国の検討の視点や関心の対象等を極めて限定的，かつ，抽象的に示すにすぎない。

イ 3号，5号，6号該当性

25 本文に同じ。

4 本件不開示部分4（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（対イラク武力行使に至る経緯・背景：日本の状況）

5 対イラク武力行使前後に我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に関する記述である。

いわゆる9.11同時多発テロ事件を受けた我が国の対応，及び，対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった，対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢について記載されている。

10 ふえんすると，当時我が国が安全保障上の懸念として認識していたイラク以外の特定の地域に係る情勢に関する記述がある。イラク以外の特定の地域に係る情勢に関し，イラクを巡る政策を検討する際の我が国の関心事項や政策決定における考慮事項が明らかになる記述がある。

イ 3号（国の安全が害されるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ），5号，6号該当性
本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

15 ア 記録されている情報

本件不開示部分4は，項目「日本の状況」として記載された全7行余りの記述の中のおよそ4行分にすぎない。本件不開示部分4に記録されている情報は，その分量を考慮すれば，外務省が公開した「報告の主なポイント」その他の報告資料に記録されている内容と重複していることは明らかである。

20 イ 3号，5号，6号該当性
本文に同じ。

5 本件不開示部分5（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（対イラク武力行使に至る検討過程・外交努力の概観）

2002年初めから2003年3月に至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力に
5 ついての記述である。

具体的には、対イラク武力行使に至る我が国政府の検討の契機、イラク情勢の緊張の高まりを
受けて、同情勢に対応するため、外務省内でどのような体制が生まれ、どのような情報分析・検
討が行われたか、政府部内でどのような協議が行われたか、我が国と関係国との間でどのような
やり取りが行われたか、いかなる判断の下で対イラク武力行使支持の政策決定が行われたか等
10 について、時系列で、関係国の国名、我が国及び外国政府高官の氏名を列挙するなどして、具体
的かつ詳細な内容が記載されている。

ふえんすると、その内容は、各出来事や我が国の動きに対する評価、各事実の背景事情及び原
因、時系列の中で各事実が後の事実にどのような影響を及ぼしたか、省内外での検討・調整過程
や、政府高官等への報告や指示、他国との折衝・具体的な情報収集活動やそれらを踏まえた上で
15 の省内外や政府高官等の認識・評価等、機微に触れる事項をも含め、本件検証の観点から必要な
事項が取捨選択されており、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっている。不開示
部分には、上記の各国際情勢を受けた随時の外務省内外の検討・調整過程、その視点や方針、政
府高官への報告及び政府高官からの指示内容、関係国に対する具体的な働きかけの内容が、時系
列や因果関係、背景となる国際情勢及びそれに対する我が国の評価、本件検証としての分析等と
20 共に記載されている。

イ 3号（国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不
利益を被るおそれ）、5号，6号該当性

本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

25 本件不開示部分5の分量は2頁半程度であり、本件不開示部分5に記録されている情報は、
「報告の主なポイント」や、外務省が公開した「日本の外交努力」と題する報告資料と相当程度
重複するものである。

イ 3号，5号，6号該当性

30 本文に同じ。

6 本件不開示部分6（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（情報収集についての検証）

我が国による情報収集についての検証に関する記述である。

5 収集した情報の種類（何に関する情報を収集したか），主要な情報収集先，在外公館への指示に関する記載を含め，政策決定を行うに当たりどのような情報を収集しようとしたか等についての詳細な検証結果が記載されている。この中には，特に注目すべき情報を挙げて，どういった相手方からどの程度の回数当該情報を入手したのかという記載も含まれている。

10 ふえんすると，我が国の情報収集について，収集した情報の種類・内容・数，収集の手法，その際の視点，情報収集に係る指示の経緯等の具体的記載，収集先の対応についての傾向，多く収集することができた情報の種類，一方で十分に収集することのできなかつた情報の種類についての分析がされている。

イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ，他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

15 情報収集活動によって得られた情報の種類からは情報収集を行う主体が重視する事項が，情報収集先からはその主体が行う情報収集の方法や当該事項を判断する際に重視する関係主体が明らかになるから，本件不開示部分6を公開すると，我が国の情報収集の対象に係る関心事項，情報収集能力，情報収集先，情報源等が明らかとなる。

ウ 5号該当性

20 本文に同じ。

エ 6号該当性

本件不開示部分6を公開すると，今後，情報提供者からの協力を得ることが困難となる。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

25 本件不開示部分6の分量は，2頁程度で，小項目ごとに僅か数行程度ずつであるから，本件不開示部分6に，それほど具体的な記述があるとは考えられない。

イ 3号，5号，6号該当性

30 対イラク武力行使に関する各国の調査報告書では，対イラク武力行使に至る過程で，どの機関が，どのような情報に基づき，どのような誤りを犯していたのかという点を具体的にかつ率直に指摘し，情報収集活動についての価値判断や評価が明らかにされている。これらと比較すれば，第1審被告が指摘する「おそれ」は抽象的なものというべきである。

7 本件不開示部分7（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（情報分析についての検証）

5 対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報の分析，及び分析結果の共有等
についての詳細な検証結果が記載されている。

具体的には，対イラク武力行使に関係するいくつかの特定の問題（武力行使により生じ得る影
響）ないし動向に関する情報分析の在り方，作成された資料の内容及びその用途並びにそれらの
共有のあり方について記載されている。

10 ふえんすると，対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報を踏まえた上で
の分析の手法や分析過程，分析結果の共有のための資料の作成過程等について指摘し，それらが
適切であったかなどの評価が行われている。

イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

15 本件不開示部分7は，収集された情報を踏まえた上での分析の手法や分析の過程，分析の結果
の共有過程を指摘するものであるから，本件不開示部分7を公開すると，我が国による国際情勢
の分析の方途及び能力が明らかになる。また，その分析結果が我が国政府の政策決定にどのよう
に活用されるかという点が明らかになる。

ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

20 ア 記録されている情報

本件不開示部分7のわずか1頁足らずの文章に，少なくとも1年以上にわたる日本による国際
情勢の分析等や，その分析結果の政策決定への活用経過に関する具体的記述が収まるはずがな
い。

イ 3号，5号，6号該当性

25 対イラク武力行使に関する各国の調査報告書では，対イラク武力行使に至る過程で，どの機関
が，どのような情報に基づき，どのような誤りを犯していたのかという点を具体的にかつ率直に
指摘し，情報分析についての価値判断や評価が明らかにされている。これらと比較すれば，第1
審被告が指摘する「おそれ」は抽象的なものというべきである。

8 本件不開示部分8（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（検討・意思決定プロセスに関する検証）

5 対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定プロセス及びそれに対する評価，検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項についての記述である。

外務省内及び政府部内でどのような手続を経て対イラク武力行使をめぐる政策検討及び意思決定がされていたのかについての検証結果が記載されている。

10 ふえんすると，政策決定プロセスにおける手続について評価がされており，特に，外務省における関係局内の協議の具体的な開催状況や態様，また官邸との協議状況について検討されている。不開示部分には，協議における検討・意思決定の具体的な内容及びそれに対する評価が記載されており，他項目の記載と併せて，我が国の政策検討・意思決定プロセスを具体的に推測し得る内容である。

イ 3号該当性（他国との交渉上不利益を被るおそれ），5号，6号該当性
本文に同じ。

15 (2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

20 本件不開示部分8の分量は半頁もないから，書籍や新聞記事以上に具体的で詳細な情報が記載されているとはいえず，また，日本の行政組織をある程度詳細に知る者であれば容易に知り得る外務省と官邸との協議，検討，意思決定内容等の通常の政策決定プロセスそのものが書かれてい

イ 3号，5号，6号該当性
本文に同じ。

9 本件不開示部分9（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（武力行使の支持に至るプロセスに関する検証）

2002年初め以降，我が国が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスに関する記述である。

当該期間を通じての外務省による情勢認識，政府部内でのやり取り，外交努力の内容・具体的なやり取り，政策決定を行う際の判断要素等についての詳細な検証結果が記載されている。特に，外交努力の内容・具体的なやりとりについては，我が国政府及び関係国政府の高官の氏名を記載したものであるほか，外交交渉の相手方の情勢認識や意図を推知し得る具体的な発言内容も含まれている。

ふえんすると，国際社会において我が国に期待される役割，我が国が取るべき態度等について，各選択肢の問題点及びその解決方法を国内で検討し，各国と協議した過程が記載されており，対イラクのみならず，国際社会，関係国，安保理等，多方面にわたる関係及び影響が検討されている。不開示部分には，当該政策決定プロセスに関し，その前提となる我が国の情勢認識，我が国の政策上特に重要な考慮要素（国際情勢や二国間関係等）及びこれら様々な要素を比較衡量して判断を行った過程，あり得べき政策決定の内容とその留意事項，関係諸国との非公表のやりとり及びそれらに対する本件検証としての分析・評価が記載されている。

イ 3号該当性（他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

本件不開示部分9に記録された情報には，関係国の情勢認識又は意図を推察し得る発言内容も含まれているところ，これを公開すると，第三国が当該関係国の対応ぶりを推察することが可能になり，もって，我が国と当該関係国との信頼関係が損なわれる。

ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 3号該当性

本件不開示部分9を公開すれば，第三国が当該関係国の対応ぶりを推察することが可能になり，もって，我が国と当該関係国との信頼関係が損なわれるという複雑な因果の流れが生じる蓋然性はない。

イ 5号・6号該当性

本文に同じ。

10 本件不開示部分10（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（米側への働きかけに関する検証）

イラク問題に関する我が国から米国側への働きかけの詳細が記載されている。

5 具体的には，対イラク武力行使に至るまでの我が国から米国側へ働きかけの内容，我が国の意図，我が国からの働きかけに対する米国からの反応が，実際に会談等を行った我が国政府及び米国政府高官の氏名を特定した上で詳細に記載されているほか，我が国の働きかけについての評価も記載されている。特に，米国からの反応，働きかけの評価については，米国の情勢認識や意図を推察し得る情報も含まれている。

10 ふえんすると，2002年8月以降の我が国による米国への様々なレベルで行われた数多くの働きかけや，働きかけに際して特に重視した事項や，働きかけの評価について，未公開の事項も含めて記載されている。不開示部分には，非公表を前提に行った米国との個別具体的なやり取りの内容，米国への働きかけを行うに当たって特に重視した考慮事項やそれに対する評価，我が国が米国との関係で重要と考える要素が記載されている。

15 イ 3号該当性（他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

米国は我が国にとって最も重要な同盟国の1つであるところ，本件不開示部分10には，我が国が米国との関係で重要と考える要素が端的に記載されており，これを公開すると，我が国政府の米国への働きかけの詳細及びそれに対する米国の反応に係る我が国の評価が明らかになる。

ウ 5号，6号該当性

20 本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

本件不開示部分10は半頁程度であり，米国との個別具体的なやり取りの内容が記載できるとは考えられない。

25 イ 3号該当性

「報告の主なポイント」には，米国に対して武力行使の前に外交的手段を尽くすべきであり，国際的連帯が必要であるとの考え方を繰り返し伝達した旨の記載がある。また，外務省が公開した報告資料にも，米国に働きかけをした日本側の者やこれに対応した米国側の者の氏名が記載されるとともに，誰がどのような趣旨の発言をしたのかが日付とともに克明に記録されている。さらに，対イラク武力行使に関する米国の対応は，米国が既に公表しており，英国も米国とのやり取りを公表しているほか，私人が発表した書籍においても言及されている。

30

ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

1 1 本件不開示部分 1 1 (3号, 5号, 6号)

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報(米国以外の各国への働きかけに関する検証)

我が国が米国以外の関係各国との間で、イラク問題への対応につきどのような外交努力を行って
5 きたのかに関する経緯・内容の詳細が記載されている。

具体的には、関係各国に対する我が国の働きかけに関する事実経過、働きかけの具体的内容・
意図、それに対する相手国又は関係国の反応に加えて、こうした外交交渉の効果に対する評価等
が記載されている。

ふえんとすると、我が国政府が関係各国と公式・非公式レベルでいかなる調整・協議を行い、政
10 府高官を含めた様々なレベルでいかなる働きかけを行ってきたのかについて、我が国が当時当
該関係各国それぞれに有していた外交方針をも交えながら記載されている。不開示部分には、我
が国の他国への評価や働きかけの狙い、働きかけの内容、その結果、評価が、他国との関係で未
公表の内容を含めて記載されている。

イ 3号該当性(他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ)

15 本件不開示部分 1 1には、関係各国への働きかけの狙い、働きかけの内容やその結果、それら
に対する本件検証としての評価が記載されているから、本件不開示部分 1 1を公開すると、関係
各国への働きかけの詳細(どのような政策的意図の下に働きかけたかとの点を含む。)及びそれ
に対する関係各国の反応に係る我が国の評価が明らかになる。

ウ 5号, 6号該当性

20 本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

本件不開示部分 1 1は1頁にも満たない分量であって、同一の項目下で、公開されている部分
の記載がいずれも概括的な文章にとどまっていることからすれば、本件不開示部分 1 1に、具体
25 的な情報や評価等が記録されているとはいえない。

イ 3号該当性

外務省が公開した「報告の主なポイント」や「日本の外交努力」と題する報告資料において、
各国に働きかけをした事実やその内容について詳しく記載されている。

ウ 5号, 6号該当性

30 本文に同じ。

1 2 本件不開示部分 1 2 (3号, 5号, 6号)

(1) 第 1 審被告の主張

ア 記録されている情報(武力行使の法的側面(国際法上の合法性)に関する検証)

5 対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題についての我が国の検討, 及び我が国がこの問題について関係各国との間で行った調整や外交努力等に焦点を当てた詳細な検証結果が記載されている。

具体的には, 武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容, 我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的な態様及びその結果が記載されている。

10 ふえんすると, 対イラク武力行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解, 当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や, 当該特定の国に対する我が国の評価等について記載されている。法的根拠についての解釈の一般論や, 一義的に導かれる解釈を記載しているものではない。

イ 3号該当性(他国との信頼関係が損なわれるおそれ, 他国との交渉上不利益を被るおそれ)

15 本件不開示部分 1 2 を公開すると, 我が国が武力行使を初めとする重要事項の法的根拠についてどのような視点及び方向性で解釈するか, その調整のために重要と考えている関係国及びその理由などの, 法的側面についての検討の方途が明らかとなる。

ウ 5号, 6号該当性

本文に同じ。

20 (2) 第 1 審原告の主張

ア 記録されている情報

本件不開示部分 1 2 は 1 頁にも満たない分量である。法的根拠について一定の見解に至る過程の検討や交渉の状況をそのような限られたスペースに具体的に記載することができるとは考え

25 イ 3号, 5号, 6号該当性

武力行使についての法的根拠やこれに関する政府見解等という一般的な論理の話を秘密にすること自体, そもそも考え難い。対イラク武力行使の国際法上の合法性は, 国連等で公に議論され, 小泉首相らも説明しているほか, 外務省が公開した報告資料, 対イラク武力行使に関する各国の調査報告書などにも詳細に記載されている。

30

13 本件不開示部分13（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（武力行使支持の理由に関する検証）

我が国による対イラク武力行使支持の具体的な理由が記載されている。

5 具体的には、当時の我が国を取り巻く安全保障環境等の情勢と言った具体的かつ詳細な考慮事項の記載を含む。

ふえんすると、当時の我が国を取り巻く安全保障環境という情勢といった具体的な考慮事項については、イラクのみならず、我が国の安全保障に今なお深く関わる特定の国・地域の情勢及びこれらの国・地域と我が国の関係に係る我が国の評価が含まれている。

10 イ 3号（他国との交渉上不利益を被るおそれ），5号，6号該当性
本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 3号該当性

15 対イラク武力行使の支持の理由については、小泉首相が説明しているほか、外務省が公開した報告資料等などでも開示されている。それ以外の対イラク武力行使の支持の理由として、米国からされた米国のイラクに対するアプローチを支持する国のリストに日本を含めて差し支えがないかという打診に対して同意していたこと、いわゆる湾岸戦争当時に日本が拠出した支援金について、時期的に遅いと他国から批判されていたこと、早期に対イラク武力行使の支持を表明した方が、その後のイラクにおける経済活動に関与する上で有利に働くこと、などが考えられるが、
20 このような武力行使の支持の理由を想定することは可能である。対イラク武力行使の支持の理由について、本件不開示部分13に記録された情報は、想定可能なものである。

イ 5号，6号該当性
本文に同じ。

1 4 本件不開示部分 1 4 (3号, 5号, 6号)

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報(国民への説明責任についての検証:国会, 広報等)

5 イラク問題をめぐる我が国の対応に関し, 国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた検討内容(説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき国民の理解の在り方に関するもの)が記載されている。

不開示部分には, イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から, 政府がいかなる考え方の下, どのような方法で, 国内の世論形成に努めていたかに関する検討状況や, これを踏まえて他国に対して行っていた働きかけについて記載されている。

10 イ 3号該当性(国の安全が害されるおそれ, 他国との交渉上不利を被るおそれ)

本件不開示部分 1 4には, 政府がいかなる考え方の下, どのような方法で国内の世論形成に努めていたかに関する検討状況や, これを踏まえて他国に対して行っていた働きかけに関して記載されている。本件不開示部分 1 4を公開すると, 関係国が対イラク武力行使に関して我が国政府が重視していた事項を参考として用いることが可能になる。また, 安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく国内世論工作等を行う上での参考として用いることも可能になる。

ウ 5号, 6号該当性

本文のとおり。

(2) 第1審原告の主張

20 ア 記録されている情報

本件不開示部分 1 4は, 10行程度にすぎない。本件不開示部分 1 4に記録されているのは, 当時の国民への説明責任についての検証が大半を占めているものである。

イ 3号該当性

25 政府, 外務省が行っていたという国民への広報活動の内容は, 既に公開されている。また, 日本の国民や国会議員に対する説明責任の在り方は国内向けの事柄にとどまるから, 対外的又は国際的に何らかの具体的な支障が生ずるものとは想定しがたい。

関係国が日本で国内世論工作等を行う具体的な蓋然性はなく, また, 世論工作等が行われたとしても, 政府が適切に情報を公開することによって国民の理解を得て適切な世論を形成することは可能である。また, 将来的に政府, 外務省が行った広報等をみた他国が, 当該広報等に基づいて世論工作等を行うおそれは同様に存在するといえる。

30

ウ 5号, 6号該当性

本文に同じ。

15 本件不開示部分15（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（教訓と今後の取組：情報収集・分析）

外務省の情報収集・分析の検証から導き出された教訓と今後の取組についての記述である。

5 情報源や情報収集能力，情勢分析について改善すべき点，収集・分析した情報の効果的活用のための改善策等について具体的に記載されている。その中には，収集を目指していた特定の情報の収集に関する具体的な態様やそれに対する改善策を含む評価も含まれる。

10 不開示部分には，活用すべき具体的な情報収集先，外務省における政策担当部局と情報担当部局との具体的な連携方法，情報の分析に際しての考え方について，当時の活動に対する評価や今後の指針が記載されている。

イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

情報収集は，あらゆる外交交渉の基礎となるものであって外交政策に多大な影響を与えるから，それが明らかとなれば，我が国に対する脅威の存在やその度合いを測る能力も明らかとなつて我が国の安全保障にとって深刻な問題が生ずる。

15 ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

20 本件不開示部分15の分量は1頁足らずである。一方，「報告の主なポイント」には，「教訓と今後の取組」という項目に約2頁を割いて，情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であったと見受けられること，政策部局からのきめ細かい情報要求等を通じて政策担当部局と情報担当部局の一層の連携を図ることなどと記述されており，また，当時の活動を積極的に評価した記述もされている。本件不開示部分15には，「報告の主なポイント」のこのような内容に対応した記述が，ほぼそのまま，又は多少表現を変更した程度で記載されているにすぎない。

25 イ 3号，5号，6号該当性

本文に同じ。

16 本件不開示部分16（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（教訓と今後の取組：政策決定・実施）

対イラク武力行使支持という政策決定及び実施に関する記述である。

5 当時の外務省と関係省庁等との連携・調整状況及びいかなる連携・調整の機会が意思決定の上
でいかなる役割を果たしたか等の評価，我が国と米国その他諸外国との連携状況及びその外交的
効果並びに外務省の政策決定過程（省内での議論の態様や具体的に検討が行われた我が国の方針
の具体的な内容等）に関する評価及び今後の教訓等が記載されている。

10 不開示部分には，政策決定過程における外務省内及び外務省と官邸との調整・検討状況，米・
英・仏・独・イラク・イラク周辺国等との連携に対する評価及び我が国の考え方，大量破壊兵器
の存否に関する我が国の検討に対する分析，評価，問題点及び教訓が記載されている。

イ 3号該当性（他国との信頼関係が損なわれるおそれ，他国との交渉上不利益を被るおそれ）

15 本件不開示部分16を公開すると，対イラク武力行使の問題に係る政策検討又は意思決定にお
ける問題点及びそれに対する改善策についても明らかとなり，交渉上不利益を被る。また，本件
不開示部分16には，対イラク武力行使をめぐって実際に行われた関係各国との連携状況及び
それに対する外交的効果（他国の対応への言及も含む。）も記載されているから，公開すること
により関係各国との信頼関係が損なわれる。

ウ 5号，6号該当性

本文に同じ。

20 (2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

25 本件不開示部分16の分量は1頁足らずである。一方，「報告の主なポイント」には，「教訓
と今後の取組」という項目に約2頁を割いて，特に首脳レベルをはじめ二国間の相互信頼関係を
ますます強固にしていく必要があること，情報源のほとんどが各国政府及び国際機関関係者であ
ったと見受けられることなどと記述されている。本件不開示部分16には，「報告の主なポイン
ト」のこのような内容に対応した記述が，ほぼそのまま，又は多少表現を変更した程度で記載さ
れているにすぎない。

イ 3号，5号，6号該当性

本文に同じ。

30

17 本件不開示部分17（3号，5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（教訓と今後の取組：国民への説明責任）

5 外務省が実施してきたイラク問題に関する各種広報活動及び国会議員等への説明に関する、その効果も含めた検証結果、今後に向けた改善点等についての提言等が記載されている。

ふえんすると、対イラク武力行使支持に関し、広く国民の理解を得るために行った広報活動と、当時の国内世論を踏まえた今後あるべき広報活動の具体的手法や時期について記載されている。

イ 3号該当性（国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ）

10 本件不開示部分17は、外交政策について、特に国民への説明をいかに果たすかという観点から、我が国が国内政策上重視する要素を明白に示すものである。本件不開示部分17を公開すると、関係国が外交交渉等において対イラク武力行使に関して我が国が重視していた事項を参考として用いることが可能になる。また、安全保障その他の問題で緊張関係に立つ国が我が国の対応を妨害すべく国内世論工作等を行う上での参考として用いることも可能になる。

ウ 5号，6号該当性

15 本文に同じ。

(2) 第1審原告の主張

ア 記録されている情報

本件不開示部分17には、「報告の主なポイント」の内容と比較し、それほど具体的又は踏み込んだ記載があるとはいえない。

イ 3号該当性

20 国民への広報の在り方は、国内向けの事柄にとどまるから、対外的又は国際的に何らかの具体的な支障が生ずるものとは想定しがたい。また、国民に向けての説明が外交政策に影響を及ぼす程度は、時の政権の姿勢、政権の支持率等にも左右されて様々であり、時期によっても異なるから、本件不開示部分17を公開しても、日本の政策の予見可能性が高まるとはいえない。

25 さらに、関係国が日本で国内世論工作等を行う具体的な蓋然性はなく、また、世論工作等が行われたとしても、政府が適切に情報を公開することによって国民の理解を得て適切な世論を形成することは可能である。また、将来的に政府、外務省が行った広報等をみた他国が、当該広報等に基づいて世論工作等を行うおそれは同様に存在するといえる。

ウ 5号，6号該当性

30 本文に同じ。

18 本件不開示部分18（5号，6号）

(1) 第1審被告の主張

ア 記録されている情報（検証チームの構成員）

5 検証チームの構成員のうち、本件報告書が作成されたときに一定の地位に達していなかった者（幹部として外務省ホームページに氏名及び肩書が記載されていなかった者）の氏名及び当時の肩書が記載されている。

イ 5号，6号該当性

10 検証チームの構成員は、本件報告書の記載内容以上に本件検証の詳細な内容を知る者であるから、本件不開示部分18を公開すると、構成員に対し不当な働きかけが行われるおそれがある。また、今後、何らかの検証等を行う場合において、同種の作業を行う人員が特定され、当該人員に不当な働きかけが行われるおそれがあるほか、当該人員が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、忌憚のない意見を得ることが困難となる。

(2) 第1審原告の主張

15 本件不開示部分18が公開されても、構成員のうち誰がどのような意見を述べたかについては、明らかにならない。また、他国が不当な働きかけをするのであれば、現在の意思決定等を行う人員に対して行うのが有効であるし、過去の構成員にあっても、全体を統括することで情報が集中している者に対して行うのが直截的かつ効率的である。さらに、氏名が公表されるというだけで、忌憚のない意見を述べられないという公務員を想定することはできない。